

平成 28 年 6 月 15 日

『東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における
議員の数に関する条例の一部を改正する条例（案）』趣旨説明

東京都議会自由民主党 高木 けい

東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例の一部を改正する条例の提案に当たり、提案者を代表して、その趣旨についてご説明申し上げます。

都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区別の定数につきましては、平成 27 年 9 月に議会運営委員会理事会のもとに、都議会のあり方検討会が設置され、鋭意検討が重ねられてまいりました。

過日、同検討会から議員定数についての座長報告がございました。本条例は、その座長報告に基づいて議員提案するものであります。

今回の定数等の是正に当たっては、現行の条例における定数配分規定が、平成 27 年 1 月に最高裁で適法の判決を受けていることを念頭に、最新の数値である平成 27 年 10 月の国勢調査の速報値による調査人口に基づいて検討が行われたものであります。

まず、総定数であります。議会が 1,350 万都民の意思を代表し、知事等執行機関が行う施策の評価及び監視、並びに条例制定及び政策提案という重要な機能を担っていることから、こうした機能が十分に果たせるよう適正な定数を定める必要があります。

東京都は、我が国の首都として政治的中枢機能が集中するほか、産業・経済、教育・文化等の諸機能が高度に集積した都市であります。広域自治体として一般的に道府県が処理する事務はもとより、要人警護、外国賓客の接遇等首都特有の行政事務や、特別区の区域における上下水道、消防等大都市事務も担っており、膨大な行政需要及びそれを執行するための予算規模を抱えています。都議会は、これらの多分野にわたる行政施策に関して適切に予算を配分し都民の意思を反映させていかなければなりません。

一方、国勢調査によれば、前回定数是正の際の平成 12 年と比較して、東京都全体で約 145 万人（約 12.1%）、人口が増加しました。都議会議員一人当たりの人口では約 9 万 5,000 人から約 10 万 6,000 人へと増加したことになります。これは、平成 27 年の全国道府県議会の議員一人当たりの平均人口約 4 万 4,000 人の倍以上であり、一番少ない（鳥取）県の約 1 万 7,000 人と比べれば 6 倍もの差があります。人口比のみをとらえるならば、都民の一票の価値は、他の道府県と比べて著しく低くなっているのが現状です。

これらの状況を踏まえると、多様な都民の意思をより一層反映させるという観点から、例えば人口 10 万人に議員一人となるよう総定数を増やす案も考えられるところですが、

現在の社会経済状況等を踏まえて、現状の127人を維持することといたしました。

次に、選挙区についてであります。都では現在、千代田区選挙区と島部選挙区が公職選挙法271条に基づく特例選挙区として設置されています。

このうち千代田区については、平成27年国勢調査人口（速報値）が、都全体の議員1人当たりの人口の半数を超えたため、特例選挙区の対象から外れることとなりました。

一方、島部選挙区については、本土から離れた島しょであるという地理的な特殊性を考慮して特例選挙区としてきたものであり、引き続き特例選挙区として存置すべきものと考えます。

選挙区別定数につきましては、議員一人当たりの人口を考慮し、1票の較差といわゆる逆転区をできる限り解消する方向で検討を行いました。

その際、各選挙区における生活実態や近年の人口移動の変化等を考慮し、激変を避け、漸次改革を進めるとの観点が必要であるとの考えに立ちました。

検討の結果、町田市選挙区と北多摩第三選挙区でそれぞれ1名ずつ増員し、中野区選挙区と北区選挙区でそれぞれ1名ずつ減員する、2増2減の是正といたしました。

この是正を行った場合、特例選挙区を除き、議員一人当たりの人口の最大較差が2.65（千代田区 対 北多摩第三）から2.48（千代田区 対 武蔵野市）に改善され、人口比例配分定数における最大較差と同数となります。

さらに、逆転現象は13通りから6通りと大きく改善いたします。

都議会議員の定数については、その時々状況を総合的に勘案し、最善と考えられる是正を行ってきており、今回の定数条例の改正案も、現在の都議会に対する都民の期待に応えることができる、現実的で最善なものと考えております。

このように、今回提案した定数条例の改正案は、都議会のあり方検討会でさまざまな角度から議論を重ね、検討を加えた結果をもとにしたものであります。都民の都議会への期待、現在の都政を取り巻く状況、これまでの定数是正の経過、各選挙区の実情などを踏まえたもので、今後の指針となり得るものと考えております。

一方、共産党をはじめとする会派が提案する定数等改正条例案、千代田区と中央区を合区する提案は、対象となる両区の歴史的な風土や地域的な事情を考慮したものとは思われず、特別区制度における地域代表としての議員の必要性を軽視したものと感じます。

また、単に逆転現象をなくすために6増6減により選挙区の定数を変更するのは、

あまりにも機械的であり、12もの選挙区で定数を変えるような大幅な変更は、将来予測される人口動態を踏まえ、十分な検討を行った上で実施すべきであります。

また、民進党をはじめとする会派が提案する定数改正条例案は、人口比例配分定数と

なる6増6減のうち、6減のみを実施するというものです。都の人口が増加し続けている今、定数を6名も減らしてしまえば、ただでさえ他道府県に比べて著しく低い都民の一票の価値をさらに低下させることになります。単純に6増6減のうちの6減のみを行うというのも全く論理的ではなく、一票の較差も2.65倍のまま全く是正されません。

このように民進党案は、一票の較差を放置し、多様な都民の意思を都政に反映しづらくする、都民の声を軽んじた案と言えます。

私たちは、地方議会のあるべき姿、その構成について、考えうる最善の策を不断に追求していかなければなりません。そうした基本的な議論、検討の後に合理的な議員定数が決められるべきであり、その議論、検討には、歴史的な背景やそれぞれの地域特性を踏まえ、住民の声を適正に反映するなどの視点がなければなりません。こうした基本的な作業をすることなく、変えることを目的化するような制度の根幹を揺るがす改変には賛成できません。

以上、都議会のあり方検討会の座長報告を踏まえ、提案趣旨の説明といたします。